

経 済 産 業 省

平成19・08・21関東産保第4号
平成 1 9 年 8 月 2 2 日

財団法人関東電気保安協会
理事長 石毛 克政 殿

関東東北産業保安監督部長 名久井 恒司

定期点検業務不実施に係る再発防止について

貴協会が委託契約により行っている自家用電気工作物の保安管理業務の一部において、不実施なものがあったことは、電気事業法施行規則第53条第3項に定める職務の誠実な実行の義務に抵触するものであり、誠に遺憾であります。

ここに、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないように、再発防止に万全を期すための具体的な方策を作成し、平成19年9月12日までに報告することを指示します。